

世界に向けた観光コンテンツ発信事業 個人旅行者向け情報発信業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年5月27日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務の名称

世界に向けた観光コンテンツ発信事業 個人旅行者向け情報発信業務

(2) 業務の内容

別添「世界に向けた観光コンテンツ発信事業 個人旅行者向け情報発信業務仕様書」
のとおり

(3) 予算の上限額（消費税等諸税を含む）

6, 200, 000円

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月17日（火）まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の全ての要件を満たすこと。

(1) 日本または台湾に本社を有する法人であること。

(2) 台湾に本社のある場合は、日本に支店を有する法人であること。

(3) 過去2年以内において訪日観光プロモーション事業の実績があること。

(4) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。日本語および台湾で主に話されている言語（公用語）ならびに香港で主に話されている言語（英語、広東語）により、業務上の交渉が可能な語学力を有すること。現地語に翻訳できる能力を有すること。

(5) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(8) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

(ア) 参加申請書（別紙様式1）

複数の事業者が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。

(イ) 日本に有する本社または支店の履歴事項全部証明書（写し可）（3か月以内発行に限る）

(ウ) 台湾に有する本社の有限公司設立登記表等の商号、所在地、代表者等の事項が記載されている書類（写し可）（3か月以内発行に限る）

(エ) 会社概要（任意様式）

(オ) 過去2年以内において締結、実施完了した訪日観光プロモーション事業の契約書等の写し（業務名、業務内容および金額が記載されていること。）

(カ) 応募資格誓約書（別紙様式2）

(キ) 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写しあるいは競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し

※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。

※複数の事業者が共同で参加する場合、(キ)について参加者全員の書類を提出すること。

ただし、再委託の場合は含まず、再委託承認申請書を契約後提出すること。

(2) 受付期間

令和7年5月27日（火）から6月9日（月）17時まで（日本時間）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 提出方法

福井県交流文化部インバウンド交流課（福井県宝永分庁舎2階）まで持参、郵送または電子メールのいずれかにより提出すること。また、電子メールの場合は送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

郵送による場合は、簡易書留郵便で令和7年6月9日（月）17時までに福井県交流文化部インバウンド交流課に到着していること。なお、提出後における3.(1)に掲げる書類の追加および変更は認めない。

7MBを超えるデータ量のある電子メールは受信できないため、オンラインストレージ等を利用すること。

(4) 送付先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和7年6月10日（火）までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

提出書類	部数
企画提案書（A4サイズ※縦横は問わない。） ア 企画提案者の概要（組織体制、事業内容等） イ 仕様書の内容を確認の上、具体的な企画内容と運営計画を提案すること。 ・台湾の旅行業界および観光業界、メディア等との関係性 ・実施運営体制の提案（配置人員、語学力、業務経歴等） ・提案するプロモーションの内容。企画にテーマを設定する場合、そのテーマと設定理由 ・現地人、企業等との提携内容 ・事業効果の測定方法 ・福井県への誘客、認知度向上に有効と思われる提案 ・その他、評価項目の審査に必要な事項 ウ 類似事業の履行実績がある場合はその成果 エ 事業実施にあたっての強み	1部（郵送の場合は5部）
経費見積書 ・内訳および見積総額 ・消費税額を明示し、課税、不課税、非課税を明記すること。 ※人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかる全ての費用を含めること。 ・為替変動による契約金額の変更は行わない。	1部（郵送の場合は5部）

(2) 提出方法

持参、郵送または電子メールのいずれかにより提出すること。また、電子メールの場合は送信後、電話にて受信の確認を行うこと。7MBを超えるデータ量のある電子メールは受信できないため、オンラインストレージ等を利用すること。

(3) 提出期限

令和7年6月13日（金）17時（日本時間）

(4) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

6 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに電子メールにて提出すること。なお、企画提案を辞退しても、不利益な取扱いはいしない。

7 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票（別紙様式3）により、令和7年6月2日（月）17時（日本時間）までに電子メールで提出すること。

(2) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

(3) 回答予定日

令和7年6月4日（水）17時（日本時間）

※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答予定日を通知する。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に電子メールで回答する。

また、福井県ホームページに掲載する。

8 企画提案書等の審査および結果の公表

(1) 審査方法

企画提案書および見積書（以下、「企画提案書等」という。）について、次の審査を書面にて行い、優先交渉権者を決定する。

(2) 評価項目

(ア) 業務全般

- ・ 旅行業務、観光業務全般および現地の旅行業界、観光業界、メディア等の事情に精通しているか。
- ・ 語学力や観光・交流施策に関する専門知識が十分あると認められるか。
- ・ 業務を効果的・効率的に遂行できる体制ができているか。

(イ) 台湾および香港におけるプロモーション

- ・ 仕様書記載の業務内容を十分に理解し、誘客と認知度向上を実現するために市場の特性を踏まえた提案内容となっているか。
- ・ 「体験」、「アクティビティ」に関連した誘客を期待できる内容であるか。企画にテーマを設定している場合、そのテーマは適切か。
- ・ 「香港」においても事業を行う場合、その事業内容が誘客と認知度向上を実現するために市場の特性を踏まえた提案内容となっているか。
- ・ 現地人、企業等と提携した事業内容となっているか。
- ・ 事業効果を測定する有効な手法を提示しているか。
- ・ 市場における情報収集等を踏まえ、報告書において福井県のプロモーションに対する効果的な助言が期待できるか。

(ウ) 価格の妥当性

- ・ 見積は提案価格、経費内訳それぞれ妥当性があるか。

(エ) 過去の実績

- ・ 同種業務を行った実績があるか。成果を収めているか。

(3) ヒアリング

必要と認めるときは、電話およびウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。ま

た、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 優先交渉権者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を優先交渉権者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

- (ア) 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
- (イ) 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
- (ウ) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

9 契約の方法等

- (1) 県は優先交渉権者と協議を行い、契約の仕様や金額等について内容の詳細を定め、契約を締結する。したがって、優先交渉権者の選定時において、企画提案書に記載された全ての内容を承認するものではない。
- (2) 優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とし協議を行う。
- (3) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10／100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (4) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。
- (5) 委託料等の支払は日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3) 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

11 その他

- (1) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (2) 手続きで使用する言語および契約に用いる通貨は、日本語および日本円に限る。
- (3) 審査の結果、優先交渉権者の選定に至らない場合は、中止またはその他の方法によることがある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、当該応募者の提案を無効にする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 参加に際して必要となる経費は全て企画提案者の負担とする。

- (7) 優先交渉権者となった者は、会計法令に基づく契約手続きの完了までは県との契約関係は生じない。
- (8) 公告に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

1 2 問い合わせ先

〒910-0004

福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当 渡辺

電話：0776-20-0699

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

1 3 様式等の掲載

福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kokusai/taiken-activity.html>) からダウンロードすることができる。